

制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供システムを車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。

行政文書公開	情報提供		
県民の請求に基づいて行政文書を公開する。	県民のニーズに応じて行政情報を積極的又は義務的に提供する。		
行政文書公開制度	窓口による 情報提供	広報等による 情報提供	行政手続等による 情報提供
行政文書そのものの公開 (みせる)	行政情報の収集・整理・加工・伝達・閲覧・広聴 (あつめる)(つくる)(つたえる)(みせる)(きく)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 60%;">開かれた県政の確立、県民との共同作品の県政の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 70%;">県政への理解と参加の促進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 60%;">県民と県との信頼関係の増進</div>			

2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、地方自治の本旨に即した県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています(条例第 1 条)。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします(条例第 2 条)。

(2) 公開請求の対象

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になりません。

イ 公開請求ができる県の機関

この制度を実施する県の機関は、次の14の機関です。これらの機関が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者（企業庁）病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

(3) 公開請求ができる人

県の行政文書の閲覧又は写し等の交付の請求ができる人は次のとおりです（条例第4条）。

県内に住所を有する人

県内に勤務又は在学する人

県内に事務所、事業所を有する法人その他の団体

その他行政文書の公開を必要とする理由を明らかにして請求する人又は法人その他の団体

(4) 非公開とすることができる情報

「原則公開」の制度の中で、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

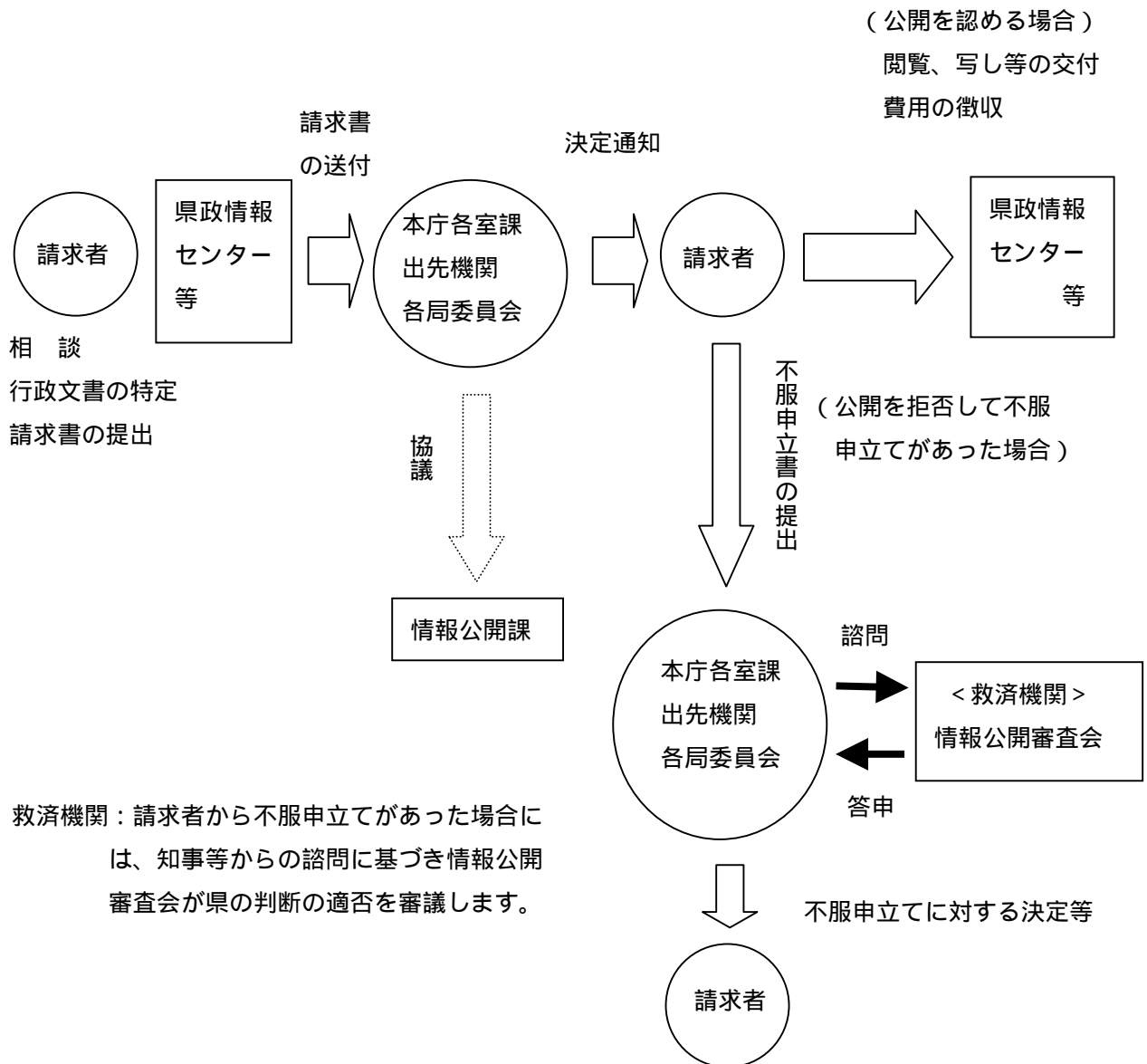
したがって、このいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

(5) この制度を利用される人の責務

行政文書公開制度は民主主義を根底にするものですから、この制度によって情報を得た人はその情報を適正に使用しなければなりません（条例第22条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



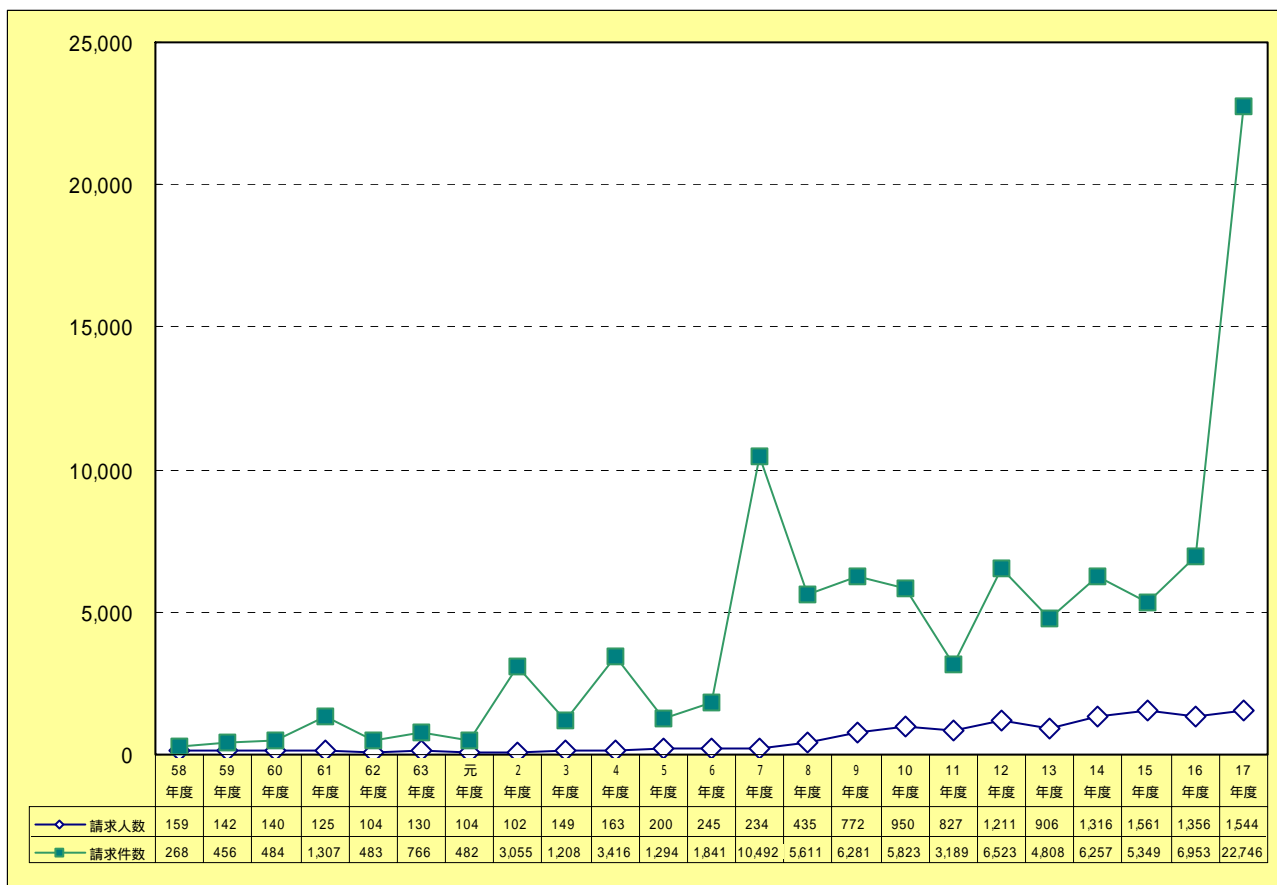
救済機関：請求者から不服申立てがあった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

運用状況

1 概要

平成 17 年度は、行政文書公開の請求者数が 1,544 人、請求件数が 22,746 件でした（表 - 1）。

（表 - 1）行政文書公開請求の年度別状況



2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数、請求内容

平成 17 年度の請求者数は 1,544 人（前年比 + 188 人）で、平成 15 年度に次いで制度発足以来 2 番目の多さとなっています。請求件数は 22,746 件（前年比 + 15,793 件）となり、平成 16 年度の件数の 3 倍を超えて過去最多を記録しました。なお、請求件数のこれまでの最多は、平成 7 年度の 10,492 件でした。

行政文書公開請求を情報分野別にみると、教育の 10,971 件、次いで都市基盤の 4,411 件、防災・防犯の 2,847 件、行政一般の 2,803 件の順となっています（表 - 2）。

情報分野別の主な行政文書は（表 - 3）のとおりです。

(表 - 2) 行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

情報分野	58～11	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
人 口	1	-	-	-	-	-	-	1
土地・自然	119	8	12	9	-	9	9	166
資源・エネルギー	80	-	2	1	3	12	18	116
保健衛生	4,992	240	253	447	571	851	798	8,152
社会福祉	629	208	92	216	76	92	82	1,395
雇 用	173	1	5	15	9	9	10	222
消費生活	24	17	4	4	-	1	3	53
教 育	2,744	3,034	1,195	1,213	738	966	10,971	20,861
文 化	156	22	152	33	17	16	27	423
防災・防犯	1,393	74	304	701	69	747	2,847	6,135
都市基盤	12,267	683	363	524	956	367	4,411	19,571
交通・運輸	1,541	36	13	62	457	186	98	2,393
環 境	2,649	831	434	227	153	233	596	5,123
産 業	1,398	252	69	16	37	92	73	1,937
行政一般	18,290	1,117	1,910	2,789	2,263	3,372	2,803	32,544
計	46,456	6,523	4,808	6,257	5,349	6,953	22,746	99,092

(単位：件)

(表 - 3) 分野別行政文書公開請求の内容

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
土地・自然	9	地価調査基準地の鑑定評価書(4)、国土法による届出書(2)
資源・エネルギー	18	水源の森林づくり推進協議会会議録等(12)
保健衛生	798	食品営業許可台帳等(484)、医療機関の名称・所在地等(91)、美容所・理容所の名称・所在地等(55)、薬局等の名称・所在地等(17)
社会福祉	82	監査・指導関係資料(30)、社会福祉法人等決算書類(7)
雇用	10	職業訓練指導員試験の問題等(4)、ガス溶接技能講習に関する文書(4)
消費生活	3	四都県悪質事業者対策会議担当者会議における会議録(3)
教育	10,971	県立学校の職員会議配布資料、議事録等(9513)、学校法人の財務計算に関する文書(595)
文化	27	宗教法人規則(21)
防災・防犯	2,847	古物営業関係文書(1956)、風俗営業関連文書(188)、地域別・罪種別等犯罪認知件数等(67)
都市基盤	4,411	建築計画概要書(3398)、都市計画法に基づく開発行為関係文書(400)、建築確認・開発関係書類(95)、県発注工事の設計書等(86)
交通・運輸	98	道路使用許可申請書及び添付書類(53)、交通違反別の検挙件数(24)
環境	596	アスベスト問題に係る県民等からの問い合わせ記録票等(128)、歴史的風土特別保存地区内土地買入関係文書等(110)、八都県市首脳会議各部会配布資料等(75)、廃棄物施設の設置・解体に関する書類(64)
産業	73	飼育動物診療施設台帳等(11)、高圧ガス販売業者の名称・所在地等(7)、農地転用許可申請等文書(6)
行政一般	2,803	政治資金収支報告書等(306)、入札調書(204)、公益法人の財産目録(137)
合 計	22,746	

(単位：件)

実施機関(又は部局)別にみると、教育委員会の10,474件が最も多く、次いで県土整備部の4,609件、警察本部長の4,539件、保健福祉部の901件の順となっています(表-4)。部局別の主な行政文書の内容と件数は(表-5)のとおりです。

(表-4) 行政文書公開請求件数の年度別・実施機関/部局別内訳

部局名	58～10	H11改変後 部局名	11～14年度	15年度	16年度	H11部局 改変後小計	H17改変後 部局名	17年度	
総務部	3,272	総務部	693	249	166	1,108	総務部	89	
企画部	705	企画部	499	45	144	688	企画部	86	
県民部	2,695	防災局	33	13	37	83	安全防災局	8	
環境部	1,681	県民部	1,340	296	283	1,919	県民部	697	
福祉部	1,562	環境農政部	1,646	198	341	2,185	環境農政部	529	
労働部	28	福祉部	772	98	241	1,111	保健福祉部	901	
衛生部	6,749	衛生部	1,254	590	969	2,813	商工労働部	121	
農政部	793	商工労働部	82	31	191	304	県土整備部	4,609	
商工部	1,509	県土整備部	2,547	979	935	4,461			
土木部	14,626								
都市部	2,461								
渉外部	106								
国体局	134								
出納局	167	出納局	15	9	4	28	出納局	1	
地区行政 センター	917	地区行政 センター等	866	89	111	1,066	地域県政 総合C等	198	知事部局 累計
知事部局 計	37,405	知事部局 計	9,747	2,597	3,422	15,766	知事部局 計	7,239	60,410
公営企業 管理者	697	公営企業 管理者	65	39	40	144	公営企業 管理者	43	
							病院事業 管理者	23	
議 会	2,325	議 会	306	308	309	923	議 会	67	
教育委員会	2,100	教育委員会	7,384	1,401	1,418	10,203	教育委員会	10,474	
人事委員会	33	人事委員会	8	25	5	38	人事委員会	-	
監査委員	581	監査委員	152	39	34	225	監査委員	1	
地方労働 委員会	-	労働委員会	4	9	1	14	労働委員会	-	
選挙管理 委員会	124	選挙管理 委員会	271	204	369	844	選挙管理 委員会	333	
収用委員会	2	収用委員会	30	9	1	40	収用委員会	4	
海区漁業 調整委員会	-	海区漁業 調整委員会	0	10	-	10	海区漁業 調整委員会	-	
内水面漁場 管理委員会	-	内水面漁場 管理委員会	0	11	1	12	内水面漁場 管理委員会	-	
公安委員会	-	公安委員会	232	19	8	259	公安委員会	23	その他 累計
警察本部長	-	警察本部長	2,578	678	1,345	4,601	警察本部長	4,539	
その他計	5,862	その他計	11,030	2,752	3,531	17,313	その他計	15,507	38,682
合 計	43,267	合 計	20,777	5,349	6,953	33,079	合 計	22,746	99,092

(単位:件)

(表 - 5) 実施機関 / 部局別行政文書公開請求の内容

部 局 名	件 数	主 な 請 求 対 象 行 政 文 書 の 内 容 と 件 数
総 務 部	89	神奈川県臨時特例企業税条例の制定及び改正時の検討資料等 (15)、政策会議の結果概要等 (12)
企 画 部	86	総合計画審議会の配布資料等 (10)、全国知事会における配布資料等 (7)、地価調査基準地の鑑定評価書 (4)
安全防災局	8	県鉄道災害消防活動安全連絡協議会における配布資料 (1)、台風22号被害による災害対策基本法災害発生報告書 (1)
県 民 部	697	学校法人の財務計算に関する文書 (595)、宗教法人規則 (21)
環境農政部	529	アスベスト問題に係る県民等からの問い合わせ記録票等 (128)、歴史的風土特別保存地区内土地買入関係文書等(110)、八都県市首脳会議各部会配布資料等 (75)
保健福祉部	901	食品営業許可台帳等 (484)、医療機関の名称・所在地等 (91)、美容所・理容所の名称・所在地等 (55)、薬局等の名称・所在地等 (17)、監査・指導関係資料 (30)、社会福祉法人等決算書類 (7)
商工労働部	121	中小企業経営革新支援対策補助金申請に係る書類 (59)、かながわバイオ医療産業特区申請に係る文書(18)
県土整備部	4,609	建築計画概要書(3398)、都市計画法に基づく開発行為関係文書(400)、建築確認・開発関係書類 (95)、県発注工事の設計書等 (76)
出 納 局	1	競争入札参加資格認定申請書 (1)
地域県政総合センター等	198	廃棄物施設の設置・解体に関する書類 (64)、水源の森林づくり推進協議会会議録等(12)、高圧ガス販売業者の名称・所在地等(6)
知事部局計	7,239	
公営企業管理者	43	営業所管内管網図作成委託に関する文書 (24)、工事設計関係文書 (10)
病院事業管理者	23	業務委託契約の入札・契約関係文書 (19)
議 会	67	県議海外出張に係る支出関係書類、報告書等 (47)、政務調査費収支報告書、領収書等 (6)
教育委員会	10,474	県立学校の卒業式・入学式の実施計画に係る職員会議配布資料、議事録等 (9513)、入学式における国旗掲揚・国歌斉唱に関する文書(142)
監 査 委 員	1	監査結果関係文書 (1)
選挙管理委員会	333	政治資金収支報告書等 (306)
収用委員会	4	裁決書 (4)
公安委員会	23	公安委員会会議録 (22)
警察本部長	4,539	古物営業関係文書 (1956)、風俗営業関連文書 (188)、地域別・罪種別等犯罪認知件数等 (67)、捜査報償費 (31)
合 計	22,746	

(単位：件)

(2) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

平成 17 年度の行政文書公開請求件数の請求者別内訳は、「県内に勤務する者」からの請求が最も多く、全体の 49.3%を占める 11,214 件、「公開を必要とする理由を明示する者」からの請求が 5,322 件、「県内に住所を有する者」からの請求が 3,693 件となっています（表 - 6）。

（表 - 6）行政文書公開請求件数の請求者別内訳

区 分	58～11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
県内在住	39,027	4,831	3,315	4,150	3,011	3,086	3,693	61,113
県内在勤	563	221	188	908	197	1,180	11,214	14,471
県内在学	285	2	3	1	1	1	12	305
法人・団体	6,495	1,247	1,059	893	979	1,430	2,505	14,608
理由明示者	86	222	243	305	1,161	1,256	5,322	8,595
計	46,456	6,523	4,808	6,257	5,349	6,953	22,746	99,092

（単位：件）

(3) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行い、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成 17 年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は 8,397 件で、全体の 37%を占めました。このうち、条例第 12 条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは 218 件、告知を行ったものは 74 件です（表 - 7）。

（表 - 7）行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

区 分	58～11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
第三者情報の件数	33,550	2,499	2,646	3,305	1,433	2,862	8,397	54,692
調査件数	4,464	294	627	224	151	96	218	6,074
告知件数	6,304	252	482	200	148	63	74	7,523

（単位：件）

(4) 請求に対する処理の状況

22,746 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが、14,296 件、一部を公開したものが 8,004 件、全部を非公開としたものは 446 件でした（表 - 8）。

非公開 446 件のうち、415 件は文書不存在によるもの、5 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるもの、3 件は却下によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は 62.9%（平成 16 年度 58.4%）と増加し、全部を非公開とした割合は 2.0%（同 4.2%）と減少しました。

(表 - 8) 行政文書公開請求に対する処理状況

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不存在	存 否	却 下	
58年度	212	44	12	268			(6)	268
59年度	359	73	24	456			-	456
60年度	390	86	8	484			-	484
61年度	1,212	70	25	1,307			-	1,307
62年度	248	121	114	483			-	483
63年度	370	160	236	766			-	766
元年度	401	58	23	482			-	482
2年度	2,751	214	90	3,055			-	3,055
3年度	918	191	99	1,208			-	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			-	3,416
5年度	906	353	35	1,294			-	1,294
6年度	965	860	16	1,841			-	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			-	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			-	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			-	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			-	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			-	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	(163)	(3)	(6)	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	(152)	(3)	(4)	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	(459)	(3)	(2)	6,257
15年度	2,652	2,260	437	5,349	(318)	(3)	(8)	5,349
16年度	4,061	2,602	290	6,953	(225)	(4)	(13)	6,953
17年度	14,296 (62.9%)	8,004 (35.2%)	446 (2.0%)	22,746 (100.0%)	(415)	(5)	(3)	22,746
計	51,103	44,290	3,699	99,092	(1,732)	(21)	(42)	99,092
構成比	51.6%	44.7%	3.7%	100.0%	-	-	-	

(注) 不存在、存否応答拒否、却下の件数は、非公開件数の内数である

(単位：件)

(5) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、延べ12,297項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報(第1号)が7,362項で最も多く、平成17年度の非公開情報全体の59.9%を占めています。次いで、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報(第4号)該当が1,832項、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報(第6号)該当が1,629項、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報(第2号)該当が1,441項となり、これら四種の非公開情報の合計で全体の99.7%を占めました。(表 - 9)

(表 - 9) 非公開(一部公開を含む)情報の非公開理由別内訳

非公開情報の類型	58～ 11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
1号 個人に関する情報	18,073	3,600	2,999	3,396	2,157	2,301	7,362	39,888
2号 法人等に関する情報	13,440	1,771	2,251	1,282	459	673	1,441	21,317
3号 審議等に関する情報	554	157	228	26	63	36	12	1,076
4号 事務等に関する情報	4,508	936	1,637	2,232	574	588	1,832	12,307
5号 任意に提供された情報	-	2	-	5	8	16	12	43
6号 犯罪の予防等に関する情報	78	2	596	643	127	553	1,629	3,628
7号 法令等の規定による情報	329	96	50	4	1	69	9	558
(旧条例3号) 国等からの依頼等に関する情報	131	-	-	-	-	-	-	131
計	37,113	6,564	7,761	7,588	3,389	4,236	12,297	78,948

(単位: 項)

(6) 諾否決定に対する不服申立て

諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、43件ありました。内容は、次ページ以降の(表 - 11)の諮問第333号「県立高校教諭の人事異動関係文書不存在の件」から諮問第375号「特定の墓地拡張計画に係る理由書公開の件」までに記載のとおりです。

また、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め60件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が32件、「不服申立人主張一部認容」が22件、「不服申立人主張全部認容」が6件となっており、実施機関はすべて答申どおり決定しています。

諮問第62号及び第64号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。

今までの答申316件に係る審議回数は、平均4.5回、諮問から答申までの日数は、平均637日となっています。

なお、平成17年度は「情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審査しています。

(表 - 10) 制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て (諮問)件数	情報公開審査会				決定 件数
	答申件数	取下げ	中断	係属中	
375件	316件	28件	2件	29件	295件